

内令
掲載

内令

九六一

内令第九百八十二號

大正九年内令第二百七十三號中左ノ通改正ス

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

驅潜特務艇乘員標準中「第五十一號、第五十二號」ヲ「第二百五十一號、第二百五十二號」ニ、「第五十三號」ヲ「第二百五十三號」ニ改ム

(内令提要卷一、四六六ノ一二頁参照)

内令第九百八十二號

昭和十八年五月二十日
當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第百二海軍病院

藥劑科佐尉官 部員 一人

1105

内令第九百八十三號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増減ス

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

増員

第四艦隊司令部

中 佐 附 一人

技 師 附 一人

技 手 附 三人

減員

水路部

技 師 一人

技 手 三人

内令

九六三

1106

内令第九百八十四號

昭和十八年内令第四百七十九號及同年内令第六百三十九號中左ノ通改正ス

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

「第一測量隊」ヲ「第八測量隊」ニ改ム

参照 昭和十八年内令第四百七十九號ハ第一測量隊ニ人員臨時増置ノ件
同 年内令第六百三十九號ハ特務艦艇等ノ人員臨時増減ノ件

○正誤

本年内令第八百二十三號別表中「二七四〇」ハ「二七九〇」ノ、「一九四〇」ハ「一九九〇」ノ及

「機關科」ハ「機關術」ノ何レモ誤

本年内令第八百六十號別表中「二九〇」ハ「三四〇」ノ誤

本年内令第九百六號中「佐世保」ハ衍

廢止

内令第九百八十五號

昭和十八年内令第九百八十八號
ヲ本號廢止

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第十二航空艦隊司令部

中少尉(水)、兵曹長 附 一人

兵 曹、水 兵 十五人(掌電信兵)

〔横須賀鎮守府在籍者、
吳鎮守府在籍者、
舞鶴鎮守府在籍者、
佐世保鎮守府在籍者、
各四
五〕

内令第九百八十六號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第十二航空艦隊司令部

中少尉(飛)、飛行兵曹長 附 一人

内令

九六五



内令

九六六

飛行兵曹	四人(掌飛行兵)
整備兵曹、整備兵	十人(掌整備兵)
機關兵曹、機關兵	六人(掌内火兵 二、掌電機兵 一)
水兵、機關兵	十六人
主計兵	三人

内令第九百八十七號

昭和十九年四月三十日

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

鎮海警備府
高雄警備府

大佐 附 一人

1109

(内令 自第九百八十五號
至第九百八十七號
ハ後送ス)

内令第九百八十八號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第八根據地隊司令部(ニューブリテン民政部部員ニ充ツベキモノ)

技 師 附 臨時一人

内令第九百八十九號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第五艦隊司令部

兵 曹、水 兵

八人(掌氣象兵)

(横須賀、吳鎮守府在籍者 各二
佐世保鎮守府在籍者 各四)

内令第九百九十號

昭和十八年内令第四百八十號中左ノ通改正ス

内 令

九六七

1110

内令

九六八

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

「兵科佐尉官 附 一人」ヲ「大兵科佐尉官 附 一人」ニ改ム

参照 前記内令ハ豫備學生教育期間旅順方面特別根據地隊ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令第九百九十一號

昭和十七年内令第二千百五號中左ノ通改正ス

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

「七人」ヲ「十一人」ニ、「四」ヲ「八」ニ改ム

参照 前記内令ハ第八港務部ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令第九百九十二號

昭和十七年内令第二千三百七十一號中左ノ通改正ス

1111

内令
登載

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

「長良」ヲ削リ末尾ニ左ノ如ク加フ

軍艦長良

兵曹、水兵

七人(掌信號兵 二)

参照 前記内令ハ軍艦高雄等ニ人員臨時増設ノ件ナリ

内令第九百九十三號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ必要ニ應シ其ノ員數ヲ増減ス

第十四條中「及病院長」ヲ、「病院長及技手養成所長」ニ改メ同條末尾ニ左ノ如ク加フ

内令

九六九

1112

其ノ他ノ各部ニ置カルル教員ニ付亦同シ

(内令提要卷一、四二二頁参照)

内令第九百九十四號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特設砲艦靜海丸

兵 曹、水 兵 一人(掌水測兵)

内令第九百九十五號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第五警備隊

技 手 附 臨時一人

内令第九百九十六號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

吳鎮守府第八特別陸戰隊

兵 曹 一人

水 兵 六人 (掌氣象兵)

内令第九百九十七號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

南東方面艦隊司令部

主計兵曹、主計兵 五人 (掌衣糧兵 一)

内令

九七一

1114

内令據
改載

内令

九七三

内令第九百九十八號

昭和十八年内令第五百八十四號別表中左ノ通改正ス

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

大阪警備府ノ部紀伊防備隊ノ項驅潛特務艇ノ欄「第五十一號」ヲ「第二百五十一號」ニ、横須賀防備隊ノ項驅潛特務艇ノ欄「第五十二號、第五十三號」ヲ「第二百五十二號、第二百五十三號」ニ改

△ 参照 前記内令ハ特務艇ノ本籍及所屬ノ件ナリ

内令第九百九十九號

吳鎮守府第四豫備驅逐艦

驅逐艦 霞

右第一豫備驅逐艦ト定ム

昭和十八年五月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令撰
要登載

内令撰
要登載

内令撰
要登載

内令第千號

昭和十八年内令第五百八十四號別表中左ノ通改正ス

昭和十八年五月二十一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

佐世保鎮守府ノ部佐世保防備隊ノ項驅潛特務艇ノ欄「第二十五號」ノ次ニ「第三十三號」ヲ加フ

参照 前記内令ハ特務艇ノ本籍及所屬ノ件ナリ

内令第千一號

軍艦 伊吹

右本籍ヲ舞鶴鎮守府ト定メラル

昭和十八年五月二十一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第千二號

海軍定員令申左ノ通改正セラル

内令

九七三

1116

内令

九七四

昭和十八年五月二十一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

一等巡洋艦定員表其ノ四ヲ別表ノ如ク定ム

(別表一葉添)

(内令提要卷一、三七三頁参照)

内令第千三號

特修兵教員配置規則申左ノ通改正ス

昭和十八年五月二十一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特修兵配置表其ノ七中青葉ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

伊	吹
三四	三五〇
三六〇	三六三〇
三六三〇	三六三七〇
三六三七〇	三六四〇〇
三六四〇〇	三六四三〇
三六四三〇	三六四八〇
三六四八〇	三六五一〇
三六五一〇	三六五二〇
三六五二〇	三六五七〇
三六五七〇	三六五八〇
三六五八〇	三六六三〇
三六六三〇	三六六四〇
三六六四〇	三六六七〇
三六六七〇	三六六八〇
三六六八〇	三六六九〇
三六六九〇	三六七〇〇
三六七〇〇	三六七三〇
三六七三〇	三六七四〇
三六七四〇	三六七五〇
三六七五〇	三六七六〇
三六七六〇	三六七七〇
三六七七〇	三六七八〇
三六七八〇	三六七九〇
三六七九〇	三七八〇〇
三七八〇〇	三七八一〇
三七八一〇	三七八二〇
三七八二〇	三七八三〇
三七八三〇	三七八四〇
三七八四〇	三七八五〇
三七八五〇	三七八六〇
三七八六〇	三七八七〇
三七八七〇	三七八八〇
三七八八〇	三七八九〇
三七八九〇	三八九〇〇
三八九〇〇	三八九一〇
三八九一〇	三八九二〇
三八九二〇	三八九三〇
三八九三〇	三八九四〇
三八九四〇	三八九五〇
三八九五〇	三八九六〇
三八九六〇	三八九七〇
三八九七〇	三八九八〇
三八九八〇	三八九九〇
三八九九〇	三九〇〇〇
三九〇〇〇	三九〇一〇
三九〇一〇	三九〇二〇
三九〇二〇	三九〇三〇
三九〇三〇	三九〇四〇
三九〇四〇	三九〇五〇
三九〇五〇	三九〇六〇
三九〇六〇	三九〇七〇
三九〇七〇	三九〇八〇
三九〇八〇	三九〇九〇
三九〇九〇	三九一〇〇
三九一〇〇	三九一一〇
三九一一〇	三九一二〇
三九一二〇	三九一三〇
三九一三〇	三九一四〇
三九一四〇	三九一五〇
三九一五〇	三九一六〇
三九一六〇	三九一七〇
三九一七〇	三九一八〇
三九一八〇	三九一九〇
三九一九〇	三九二〇〇
三九二〇〇	三九二一〇
三九二一〇	三九二二〇
三九二二〇	三九二三〇
三九二三〇	三九二四〇
三九二四〇	三九二五〇
三九二五〇	三九二六〇
三九二六〇	三九二七〇
三九二七〇	三九二八〇
三九二八〇	三九二九〇
三九二九〇	三九三〇〇
三九三〇〇	三九三一〇
三九三一〇	三九三二〇
三九三二〇	三九三三〇
三九三三〇	三九三四〇
三九三四〇	三九三五〇
三九三五〇	三九三六〇
三九三六〇	三九三七〇
三九三七〇	三九三八〇
三九三八〇	三九三九〇
三九三九〇	三九四〇〇
三九四〇〇	三九四一〇
三九四一〇	三九四二〇
三九四二〇	三九四三〇
三九四三〇	三九四四〇
三九四四〇	三九四五〇
三九四五〇	三九四六〇
三九四六〇	三九四七〇
三九四七〇	三九四八〇
三九四八〇	三九四九〇
三九四九〇	三九五〇〇
三九五〇〇	三九五一〇
三九五一〇	三九五二〇
三九五二〇	三九五三〇
三九五三〇	三九五四〇
三九五四〇	三九五五〇
三九五五〇	三九五六〇
三九五六〇	三九五七〇
三九五七〇	三九五八〇
三九五八〇	三九五九〇
三九五九〇	三九六〇〇
三九六〇〇	三九六一〇
三九六一〇	三九六二〇
三九六二〇	三九六三〇
三九六三〇	三九六四〇
三九六四〇	三九六五〇
三九六五〇	三九六六〇
三九六六〇	三九六七〇
三九六七〇	三九六八〇
三九六八〇	三九六九〇
三九六九〇	三九七〇〇
三九七〇〇	三九七一〇
三九七一〇	三九七二〇
三九七二〇	三九七三〇
三九七三〇	三九七四〇
三九七四〇	三九七五〇
三九七五〇	三九七六〇
三九七六〇	三九七七〇
三九七七〇	三九七八〇
三九七八〇	三九七九〇
三九七九〇	三九八〇〇
三九八〇〇	三九八一〇
三九八一〇	三九八二〇
三九八二〇	三九八三〇
三九八三〇	三九八四〇
三九八四〇	三九八五〇
三九八五〇	三九八六〇
三九八六〇	三九八七〇
三九八七〇	三九八八〇
三九八八〇	三九八九〇
三九八九〇	三九九〇〇
三九九〇〇	三九九一〇
三九九一〇	三九九二〇
三九九二〇	三九九三〇
三九九三〇	三九九四〇
三九九四〇	三九九五〇
三九九五〇	三九九六〇
三九九六〇	三九九七〇
三九九七〇	三九九八〇
三九九八〇	三九九九〇
三九九九〇	四〇〇〇〇

(内令提要卷一、四三〇ノ一三頁参照)

考	備	計		乘組	乘分主乘分軍乘 隊計長隊長醫長 組長兼組長兼	乘分軍乘 隊長兼	乘分軍乘 隊長兼	乘分軍乘 隊長兼	分隊長	機隊長	飛行隊長	運用隊長	通信隊長	水雷隊長	砲術隊長	航海隊長	副隊長	艦長	一等巡洋艦定員表 其ノ四	伊吹	伊吹
		特務士官	士官																		
六	兵科分隊長ノ中一人ハ大尉(水)、一人ハ大尉(機)ヲ以テ、中少尉ノ中三人ハ中少尉(水)又ハ兵曹長ヲ以テ、一人ハ中少尉(機)又ハ機關兵曹長ヲ以テ充ツルコトヲ得	九人	三十五人	中少尉(機) 三 中少尉(整) 一 中少尉(飛) 一 中少尉(水) 四	主計兵 一 主計中少尉 一	軍醫中少尉 一 軍醫少佐 一	軍醫中少尉 一 軍醫少佐 一	軍醫中少尉 一 軍醫少佐 一	兵科尉官 一 兵科尉官 一	少佐 九 少佐 一	少佐 一 少佐 一	少佐 一 少佐 一	少佐 一 少佐 一	少佐 一 少佐 一	少佐 一 少佐 一	少佐 一 少佐 一	少佐 一 少佐 一	少佐 一 少佐 一	伊吹	伊吹	
	一 兵科分隊長ノ中二人砲臺長、他一人宛射擊幹部員、測的指揮官、見張指揮官兼航海長輔佐官、機械部指揮官、艦部指揮官、電機部指揮官、工業部指揮官ニ充ツ 二 中水尉(水)及兵曹長ノ中一人ハ掌砲長、一人ハ掌水雷長、一人ハ掌運用長、一人ハ信號長、一人ハ掌通信長、一人ハ操舵長、一人ハ電信長、一人ハ砲臺部附、一人ハ水雷砲臺部附ニ充テ信號長又ハ操舵長ノ中一人ハ掌航海長ヲ兼ネシムルモノトス 三 中少尉(機)及機關兵曹長ノ中一人ハ掌機長、三人ハ機械長、二人ハ艦長、一人ハ電機長、一人ハ掌工作長ニ充ツ 四 飛行機(三座)搭載ノ場合ニ於テハ一機ニ付一人ノ割合ニテ飛行兵曹ヲ増加スルモノトス 五 飛行機ヲ搭載セザルトキハ飛行長兼分隊長、兵科尉官一人、中少尉(飛)、中少尉(整)、飛行兵曹長、飛行兵曹、整備兵曹、飛行兵及整備兵ヲ置カズ(飛行機ノ一部ヲ搭載セザルトキハ概ネ其ノ數ニ比例シ上掲ノ人員ヲ置カザルモノトス)但シ飛行科、整備科下士官及兵ニ限リ其ノ合計員數ノ五分ノ一以内ノ人員ヲ置クコトヲ得 六 兵科分隊長ノ中一人ハ大尉(水)、一人ハ大尉(機)ヲ以テ、中少尉ノ中三人ハ中少尉(水)又ハ兵曹長ヲ以テ、一人ハ中少尉(機)又ハ機關兵曹長ヲ以テ充ツルコトヲ得	九人	三十五人	主計兵 一 主計中少尉 一	軍醫中少尉 一 軍醫少佐 一	軍醫中少尉 一 軍醫少佐 一	軍醫中少尉 一 軍醫少佐 一	兵科尉官 一 兵科尉官 一	少佐 九 少佐 一	少佐 一 少佐 一	少佐 一 少佐 一	少佐 一 少佐 一	少佐 一 少佐 一	少佐 一 少佐 一	少佐 一 少佐 一	少佐 一 少佐 一	少佐 一 少佐 一	伊吹	伊吹		
		兵	下士官	准士官	兵	下士官	准士官	兵	下士官	准士官	兵	下士官	准士官	兵	下士官	准士官	兵	下士官	准士官	伊吹	伊吹
		六百十八人	二百人	十二人	二百五	四	二百三	六	十一	三百六十九	八	二	五十七	六	七	百二十	一	五	五	伊吹	伊吹

内令第千四號

舞鶴鎮守府在籍

軍 艦 伊 吹

右當分ノ間乗員ヲ置カズ

昭和十八年五月二十一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第千五號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年五月二十一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

上海海軍特別陸戰隊（上海ニ於ケル自動車操縦講習關係員ニ充ツベキモノ）

大 中 尉（機）

隊附兼
分隊長教官

一人

中少尉（機）、機關兵曹長

隊附兼教官
（教員）

一人

内 令

九七五

1119

内令

兵 關 兵 曹 (教 員)

七人

主計兵曹、主計兵

二人

水兵、整備兵、機關兵

十五人

(特修兵適宜)

九七六

1120

内令
撰

内令第千六號

海軍功績調査規程左ノ通定ム

昭和十八年五月二十二日

海軍大臣 嶋田繁太郎

海軍功績調査規程

第一章 總則

第一條 戰役又ハ事變ニ於ケル海軍軍人軍屬ノ功績調査ハ本規程ニ依ル但シ海軍雇員傭人及工曠員
並ニ之ニ準ズベキ者ノ功績調査ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

軍人軍屬以外ニシテ海軍ニ功績アリタル者ノ功績調査ニハ本規程ヲ準用ス

第二條 功績書類ハ之ヲ左ノ如ク區分ス

一 功績概見諸調書

二 功績明細書、履歷書及見認證書

第三條 功績書類ニ記註スベキ功績等級ハ左ノ標準ニ依ル

等級一 武功拔群ニシテ金鷲勳章敘賜條例第二條但書、第三條又ハ第四條ノ規定ニ該當スルモノ

内令

九七七

1121

等級二 武功拔群ニシテ金鷄勳章敘賜條例第二條ノ規定(但書以下ヲ除ク)ニ該當スルモノ

等級三 功績極メテ優秀ナルモノ

等級四 功績優秀ナルモノ

等級五 功績極メテ顯著ナルモノ

等級六 功績顯著ナルモノ

等級七 勤勞顯著ナルモノ

等級八 勤勞大ナルモノ

等級九 勤勞アルモノ

等級十 戦役又ハ事變業務ニ關係アルモ勤勞ノ見ルベキモノナキモノ

第四條 所屬長官ハ一戰團毎ニ又ハ所要ノ程度功績等級標準ヲ定メ部下所轄長ニ通達スベシ

所轄長ハ前項ノ通達ニ基キ部下ノ官(職)部署及戦歴ヲ參酌シ其ノ功績等級ヲ定ムヘシ

第五條 海軍大臣ハ海軍功績調査部(海軍功績調査部ヲ置カレサルトキハ海軍省人事局)ヲシテ功

績ヲ調査セシメ海軍武功調査委員會ノ審議ヲ經シム但シ殊勳者ノ審査ニ關シテハ金鷄勳章敘賜規

程ノ定ムル所ニ依ル

第六條 功績低キ特定ノ者ニ對シテハ本規程ニ依ラス別ニ定ムル所ニ依リ所屬長官又ハ所屬ノ鎮守

府司令長官ヲシテ功績調査ヲ行ハシムルコトアリ

第七條 功績調査ノ期日ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第八條 海軍大臣及所屬長官ハ直屬諸官ニ對シ本規程ニ關シ所轄長ト看做ス

第二章 功績概見諸調書

第九條 功績概見諸調書ハ左ノ各號ニ依ルモノトシ之カ調製區分、進達時期、記註要領等ハ戰役

(事變)毎ニ之ヲ定ム

一 功績概見表

二 功績順位概見表

三 徵備船舶行動概見表

第十條 前條ノ外戰時(事變)日誌、戰圖詳報、戰訓所見其ノ他報告統計等ニ關スル調製書類ニシ

テ功績調査上ノ參考ト爲ルヘキ書類ハ之ヲ功績概見諸調書ノ一部トシテ隨時進達スヘシ

第三章 功績明細書、履歷書及見認證書

第十一條 所轄長ハ左ノ場合ニ於テハ部下軍人軍屬ノ自己ノ部下ニ屬シタル期間ノ功績明細書ヲ調

内令

九七九

1123

製シ之ニ所要ノ見認證書其ノ他功績調査資料等ヲ添ヘ左ノ區分ニ從ヒ進達又ハ移牒スヘシ
功績明細書進達移牒時期

(イ) 功績調査期

(ロ) 本人死歿又ハ海軍ノ勤務ヲ離レタルトキ

(ハ) 本人所屬ヲ變更セルトキ

(ニ) 特ニ命セラレタルトキ

工鑛員ノ功績明細書ハ各固有所轄ニ於テ保管整理シ功績調査期ニ於テ一括處理スルモノトス其ノ進達經路ハ軍人軍屬ニ準ス
功績明細書進達移牒區分

		進達移牒先	身分
海	士官 (豫備)	軍人	官
海)	士官ヲ 含ミ特	文	嘱託
	判任官、同待 遇者ニシテ海 軍文官進級増 俸取扱規則別		雇員、傭人 (船員ヲ含ム)
	(一) 勅任官奏 任官及同上 各待遇者 (部内限待)		徵用員 (工鑛員入夫 ヲ除ク)
	海軍文官進級 増俸取扱規則 別表第一號所 定ノ應ニ於テ		(一) 奏任官待 遇者 (二) 鎮守府所 屬以外ノ各

第十二條 所轄長轉職ノ際ハ在職期間ノ部下ノ功績明細書ヲ調製シ之ヲ新所轄長ニ引繼キ新所轄長ハ功績明細書進達時ニ之ヲ一括進達スヘシ

第十三條 死歿者又ハ功績調査期間ニ於テ事故アリタル者ニ對シテハ功績明細書ニ死歿ノ狀況又ハ事故ノ概要ヲ知ルニ必要ナル資料ヲ添附スヘシ

官長令司府守鎮 (部事人軍海)	軍 大 臣 (部 查 調 績 功 軍)
右以外ノ軍人	務士官ヲ除ク
	高等官同待遇者
(一) 判任官、同待遇者ニシテ艦船乗組ノモノ (二) (一)以外ノモノ	表第一號所定ノ應ニ於テ勤務スルモノ
鎮守府所屬各應判任官、同待遇者(部内限待遇者ヲ含ム)	(二) 遇者ヲ含ム 鎮守府所屬以外ノ各應判任官同待遇者(部内限待遇者ヲ含ム)
右以外ノ應ニ於テ勤務スルモノ	勤務スルモノ
右(二)以外ノ判任官待遇者	應判任官待遇者

第十四條 所轄長ハ臨時ニ配屬セラレタル軍人軍屬ニ對シ第十一條ノ規定ニ準シ功績書類ヲ調製シ
固有ノ所轄長ニ移牒スヘシ

移牒ヲ受ケタル所轄長ハ該功績書類ヲ功績明細書ニ添ヘ進達又ハ移牒スヘシ

第十五條 所轄長ハ第十二條ノ規定ニ依ル功績明細書進達時期(イ)及(ニ)號ノ場合ニ於テハ功績明細
書ニ履歷書ヲ添ヘ進達又ハ移牒スヘシ

第十六條 鎮守府司令長官ハ移牒セラレタル功績明細書ニシテ第十一條ノ規定ニ依ル進達移牒時期
(ハ)號ニ依ルモノハ之ヲ保管シ同(イ)及(ニ)號ニ依ルモノハ各人毎ニ既ニ保管シアル功績明細書ト併
合シテ海軍大臣ニ進達スヘシ

第十七條 功績明細書及履歷書ノ様式ヲ別紙第一第二同調製上ノ注意ハ別紙第三ニ依ル

第十八條 見認證書ノ調製ハ金鷲勳章敍賜規程第六條ノ規定ニ依ル其ノ様式ハ適宜トス

第十九條 各部ノ長ハ自己ノ部下ニ屬セサルモノニシテ特ニ自己ノ指揮監督スル事項ニ關シ功績ア
リタルモノニ對シテハ見認證書ニ準シ功績調査資料ヲ調製シ之ヲ固有ノ所轄長ニ移牒スヘシ移牒
ヲ受ケタル所轄長ハ之ヲ功績明細書ニ添ヘ進達又ハ移牒スヘシ

第六章 其ノ他

第二十條 海軍ニ於テ功績アリシ者海軍以外ニ所屬ヲ變更シタルモノノ功績ノ移牒ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第二十一條 海軍ニ對シ功績アル部外團體ノ功績調査ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

(別紙五葉添)

内令

九八三

1127

所 轄	轉勤發令 年月日	着 退 任	
		年月日	地 名
佐 園	16. 5. 3	15. 4. 29	
羽 黒		16. 5. 3	佐 世 保
2 夕 9 團	17. 2. 1	同 上	同 上
		17. 2. 10	サイバン
佐 團	18. 3. 22	18. 3. 22	昭 南 島

年月日	官 (職)	入 退 院			
		年月日	種症	病 名	病 院 名
15. 4. 29	三 曹				
15. 11. 1	二 曹	18. 3. 3 18. 3. 21	1	マ ラ リ ヤ	101海軍病院
17. 5. 1	一 曹	18. 3. 22 18. 4. 8	1	"	朝日丸病院
17. 11. 1	(上 曹)	18. 4. 9 18. 10. 5	1	"	佐 病
18. 10. 5	兵 曹 長				

年月日	一 般 記 事
18. 10. 5	死亡(一種症マラリヤ)同日兵曹長特進

二頁(自功績調査期始期)

(切斷セザルコト)

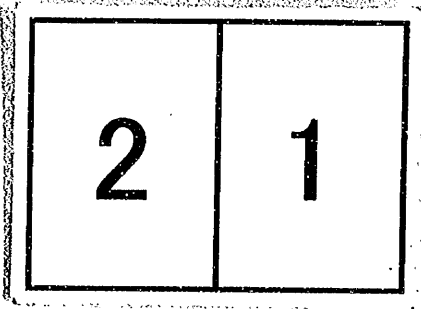
(別紙第二ノ一)

履 歴 書 一 號

一頁(功績調査期日現在)

入 籍 番 號	官 (職)	氏 名	
佐 志 水 28315 (舊)佐 徵 水 16521	兵 曹 長	山 田 (舊) 下 川	伊 郎 明41年8月27日生
本 籍 (舊) 福岡縣山門郡治村大字山田315番地 長崎縣長崎市諏訪町1653番地			
勳 功	授與年月日	事 由	特 章 技
功 6	15. 4. 29	支 那 事 變 行 賞	高 砲
旭 7	同 上	同 上	
瑞 8	18. 2. 15	定 例	

分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A 3 版以上のため
文書等名	履歴書及功績明細書調製上の 注意
上記のとおり分割撮影したことを証明する。	

(別紙第三)

履歴書及功績明細書調製上ノ注意

(昭和十八年内令第六號)

一、全般

- (イ) 記入ハ「インク」ニテ、「ペン」書トス
- (ロ) 捺印ノ欄ハ空欄トシテ存置ノコト

二、功績明細書

- (イ) 枚ノ欄

戦歴欄一杯ト爲リタルトキハ左ノ如ク處理ス

- (一) 同一紙ヲ二枚以上使用ス

- (二) 二枚目以下モ所轄、入籍番號、官(職)氏名ヲ記入ス

- (三) 枚ノ欄ニ枚數及順序ヲ1-4ノ如ク記入ス

(甲) 戦歴欄

- (一) 記入事項發生ノ都度記入ス

- (二) 主要作戦ニ對スル記事ノミヲ記入シ期間的ノモノハ記入スルニ及ハス

- (三) 陸戦隊、航空隊ノ如ク同一所轄ニテ遠隔ノ地ニ分散スル場合ハ本人ノ所在ヲ明確ニ記入ス

- (四) 航空機搭乗員ト主要飛行ニ付テハ毎回「新嘉坡攻撃」、「レンネル島沖海戦」等又哨戒上空警戒等ニ付テハ適宜ノ期間毎ニ「南支那海哨戒(五回)」、「輸送船團上空警戒(三回)」等任務ヲ記註ス

- (五) 感狀ヲ授與セラレタルモノモハ(感狀行動)ト記入シ別ニ感狀寫ヲ添付スルニ及ハス

- (六) 着(退)任ヲ記入ス

- (七) 司令部附ハ乘艦名ヲ附記ス

- (ハ) 着任迄ノ行動欄

同一場所ニテ同日退、着任セル場合ノ如キハ不用ナルモ行動ニ疑義ヲ生スルカ如キモノハ總テ簡明ニ記入ス

三、履歴書一號一頁

本表ハ功績調査期日現在ノモノヲ調製スルモノトス

- (イ) 入籍番號、氏名及本籍ノ變更アリタルモノハ新舊共ニ記入ス

- (ロ) 氏名ニハ振假名ヲ附ス

- (ハ) 有爵者ハ氏名欄ニ爵ヲ記入ス

- (ニ) 女子ハ氏名欄ニ(女)ト記入ス

- (ホ) 氏名及生年月日ハ戸籍謄本(履歴書、履歴表)ト差異ナキ様注意スルコト

- (ヘ) 現有勳章ハ行賞事務上重要ナル要素ニ付特ニ誤ラサル様注意スルコト

四、履歴書一號二頁

本表ハ功績調査始期ヨリ功績調査期日迄ノ事項ヲ記入スルモノトス

(イ) 官(職)欄

- (一) 文官ハ官階及級俸ヲ記入ス

例

年月日	官(職)
15. 4. 29	高6等9級
16. 9. 30	同 8級
18. 3. 31	高5等7級

(二) 勳記ハ基本給料額ヲ記入ス

(ロ) 一般記事欄

- (一) 賞罰、引入、看護歸省、召集、召集解除、免役、死亡等ヲ記入ス

- (二) 他省又ハ海軍内ニテモ身分ヲ異ニシ別ニ功績具申ヲ爲シアルモノハ本欄ニ其ノ旨記入ス

- (三) 他省ノ官公吏ハ本欄ニ本人ノ屬スル省局部、官階及級俸ヲ記入ス

例 「臺灣總督府殖産局米穀検査所技師高三等四級」

「鐵道省門司鐵道局書記(佐世保驛長)判二等五級」

五、履歴書二號

部外者及無報酬ノ勳記(他ノ勤務ヲ主トシ時々出勤シ若干ノ手當ヲ支給スルモノヲ含ミ他省ノ官公吏ヲ除ク)ニ對シテハ履歴書一號ノ外本表ヲ調製ス

戦歴欄一材ト爲リタルトキハ左ノ如ク處理ス

- (一) 同一紙ヲ二枚以上使用ス
- (二) 二枚目以下モ所轄、入籍番號、官(職)氏名ヲ記入ス
- (三) 枚ノ欄ニ枚數及順序ヲ「1」4ノ如ク記入ス

(四) 戦歴欄

- (一) 記入事項發生ノ都度記入ス
- (二) 主要作戦ニ對スル記事ノミヲ記入シ期間的ノモノハ記入スルニ及ハス
- (三) 陸戰隊、航空隊ノ如ク同一所轄ニテ遠隔ノ地ニ分散スル場合ハ本人ノ所在ヲ明確ニ記入ス
- (四) 航空機搭乗員ハ主要飛行ニ付テハ毎回「新嘉坡攻撃」、「レンネル島沖海戦」等又哨戒上空警戒等ニ付テハ適宜ノ期間毎ニ「南支那海哨戒(五回)」、「輸送船團上空警戒(三回)」等任務ヲ記註ス

- (五) 感狀ヲ授與セラレタルモノニハ(感狀行動)ト記入シ別ニ感狀寫ヲ添附スルニ及ハス
- (六) 着(退)任ヲ記入ス
- (七) 司令部附ハ乘艦名ヲ附記ス

- (ハ) 着任迄ノ行動欄
同一場所ニテ同日退、着任セル場合ノ如キハ不用ナルモ行動ニ疑義ヲ生スルカ如キモノハ總テ簡明ニ記入ス

三、履歷書一號一頁

本表ハ功績調査期日現在ノモノヲ調製スルモノトス

- (イ) 入籍番號、氏名及本籍ノ變更アリタルモノハ新舊共ニ記入ス
- (ロ) 氏名ニハ振假名ヲ附ス
- (ハ) 有爵者ハ氏名欄ニ爵ヲ記入ス
- (ニ) 女子ハ氏名欄ニ(女)ト記入ス
- (ホ) 氏名及生年月日ハ戸籍謄本(履歷書、履歷表)ト差異ナキ様注意スルコト
- (ヘ) 現有勳章ハ行賞事務上重要ナル要素ニ付特ニ誤ラサル様注意スルコト

四、履歷書一號二頁

本表ハ功績調査始期ヨリ功績調査期日迄ノ事項ヲ記入スルモノトス

- (イ) 官(職)欄
文官ハ官階及級俸ヲ記入ス

例

年 月 日	官 (職)
15. 4. 29	高 6 等 9 級
16. 9. 30	同 8 級
18. 3. 31	高 5 等 7 級

(二) 勳託ハ基本給料額ヲ記入ス

(ロ) 一般記事欄

- (一) 賞罰、引入、看護歸省、召集、召集解除、免役、死亡等ヲ記入ス
 - (二) 他省又ハ海軍内ニテモ身分ヲ異ニシ別ニ功績具申ヲ爲シアルモノハ本欄ニ其ノ旨記入ス
 - (三) 他省ノ官公吏ハ本欄ニ本人ノ屬スル省局部、官階及級俸ヲ記入ス
- 例 「臺灣總督府殖産局米穀検査所技師高三等四級」
「鐵道省門司鐵道局書記(佐世保驛長)判二等五級」

五、履歷書二號

部外者及無報酬ノ勳託(他ノ勤務ヲ主トシ時々出勤シ若干ノ手當ヲ支給スルモノヲ含ミ他省ノ官公吏ヲ除ク)ニ對シテハ履歷書一號ノ外本表ヲ調製ス

(イ) 學業欄

- (一) 本人ノ卒業セル最高ノモノヲ記入ス
- (二) 攻玉舎卒ノ如キハ攻玉舎(中學校)卒ト記入ノコト

(ロ) 本俸及加俸欄

必ラス區別シ記入スルモノトシ區別ノ出來サル場合ハ合セタルモノヲ記入シ其ノ旨附記ス

(ハ) 經歷欄

- (一) 學校卒業後ノ主ナルモノヲ記入ス
- (二) 某會社等ニ入社シ途中ニテ退社セル場合ノ退社ノ記事モ記入スルモノトス

内令提
要
登載

内令第七號

潜水隊編制中左ノ通改定セラル

昭和十八年五月二十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第十四潜水隊ノ項中「伊號第二十九」ノ下ニ「伊號第三十七」ヲ加フ

(内令提要卷一、七〇頁参照)

内令

九八五

1134

内令提
要登載

内令第千八號

未成ノ海防艦平戸ノ定員表(假定)ハ海防艦占守ノ定員及特修兵ノ員數ト同一トス

未成ノ驅逐艦沖波、岸波及朝霜ノ定員表(假定)ハ驅逐艦夕雲ノ定員及特修兵ノ員數ト同一トス

未成ノ伊號第四十六潜水艦ノ定員表(假定)ハ伊號第十六潜水艦ノ定員及特修兵ノ員數ト同一トス

未成ノ呂號第四十五、呂號第四十七潜水艦ノ定員表(假定)ハ呂號三十五潜水艦ノ定員及特修兵ノ

員數ト同一トス

未成ノ第四十六號及第四十七號驅潜艇ノ定員表(假定)ハ第十三號驅潜艇ノ定員及特修兵ノ員數ト

同一トス

未成ノ海防艦御藏及標的艦波勝ノ定員表(假定)ヲ別表ノ通定ム

昭和十八年五月二十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

(別表二葉添)

内令第千九號

海軍工廠ニ置ク所要ノ部中左ノ通改正セラル

内令

九八七

1135

内令

九八八

昭和十八年五月二十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

豊川海軍工廠	機銃部、光學部、火工部
--------	-------------

ヲ

沼津海軍工廠	航空無線部、無線部
--------	-----------

豊川海軍工廠	機銃部、光學部、火工部
--------	-------------

ニ改ム

鈴鹿海軍工廠	機銃部、火工部
--------	---------

附則

本令ハ昭和十八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

(内令提要卷一 三〇ノ五頁参照)

内令
要登載

内令第十號

海軍工廠處務規程中左ノ通改正ス

昭和十八年五月二十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令提
要登載

第一條中「及海軍軍需部」ヲ、「海軍軍需部、海軍航空技術廠及海軍航空廠」ニ改ム

第十號中「豊川海軍工廠火工部」ノ下ニ「及鈴鹿海軍工廠火工部」ヲ加フ

第十三條ノ二 航空無線部ハ航空機用無線兵器ノ造修、無線部ハ特殊無線兵器ノ造修ニ關スルコトヲ掌ル

第十七條中「電氣部、」ノ下ニ「航空無線部、無線部、」ヲ加フ

附則

本令ハ昭和十八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

(内令提要卷一、二九頁参照)

内令第一千十一號

昭和十七年内令第三百六號中左ノ通改正ス

昭和十八年五月二十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

表ヲ左ノ如ク改ム

内令

九八九

1137

分工場ヲ置ク地	呼稱	分掌事項
神奈川県平塚市	横須賀海軍工廠 造機部分工場	鑄鍛造荒削ニ關スル事項

附則

本令ハ昭和十八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

参照 昭和十七年内令第三百六號ハ海軍工廠ノ分工場ヲ置ク地、呼稱及分掌事項ヲ定ムルノ件ナリ（内令提要卷一、三〇ノ六頁）

内令第一千十二號

昭和十八年内令第六十一號ハ昭和十八年五月三十一日限り之ヲ廢止

昭和十八年五月二十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

参照 昭和十八年内令第六十一號ハ豊川海軍工廠ノ分工場ヲ置キ其ノ呼稱及分掌事項ヲ定ムルノ件ナリ

内令
要
登
載

内令第十三號

海軍定員令中左ノ通改正セララル

昭和十八年五月二十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

海軍工廠定員表其ノ七及海軍工廠定員表其ノ八ヲ各別表ノ如ク定ム

附則

本令ハ昭和十八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表二葉添)

(内令提要卷一、二一五頁参照)

内令第十四號

當分ノ間左ノ通人員臨時増置ス

昭和十八年五月二十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

昭和十九年内令第四百十號
ニテ本號廢止

内令

九九一

1141



内令提
要登載

内令

第一潜水戦隊司令部

兵 曹、水 兵

六人 (掌電信兵
掌暗號兵 三)

内令第一千十五號

昭和十九年内令第一二四五號
本號廢止
當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和三十八年五月二十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

軍艦大和

兵 曹、水 兵

三十一人 (掌砲兵 高七
普八)

内令第一千十六號

特設艦船部隊令中左ノ道改正セラル

昭和十八年五月二十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第十條 削除

九九二

1142

第十一條第二項中「固有船員ノ外」ヲ削リ「監督官」ヲ「指揮官」ニ改メ同條第二項中「又ハ」ノ下ニ「乗組トシテ」ヲ加フ

第十一條ノ二ヲ削ル

第十二條 特設運送船ニハ前條ノ職員ノ外乗組トシテ徵傭船舶固有ノ船員ヲ置ク

第十三條 指揮官ハ所屬長官ニ隸シ部下ヲ統率訓練シ軍紀風紀ヲ維持シ船ノ整備保安ニ任シ船務ヲ

總理ス

第十四條及第十五條 削除

第十六條及第十七條中「監督官」ヲ「指揮官」ニ改ム

第十七條ノ二ヲ削ル

第十八條 乗組タル軍人ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十九條 乗組タル固有ノ船長ハ指揮官ノ命ヲ承ケ乗組タル他ノ固有ノ船員ヲ監督シ戦闘ニ當リ其ノ指揮ヲ執リ船ノ整備及行船ニ關スルコトヲ擔任シ固有船務ヲ處理ス

第十九條ノ二 前條ノ外乗組タル固有ノ船員ハ乗組タル固有ノ船長ノ命ヲ承ケ服務ス

第二十條 指揮官ヲ置カサルトキ又ハ缺員中若ハ事故アツテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサル場合ニ於

内 令

九九三

1143

内令
要登載

内令

九九四

テハ乗組タル固有ノ船長ハ所屬長官ノ命ヲ承ケ乗組タル他ノ固有ノ船員ヲ指揮監督シ之カ教育訓
練ヲ掌リ固有船務ヲ處理ス

第二十一條ヲ削ル

第十八條ノ二ヲ第二十一條トシ同條中「監督官」ヲ「指揮官」ニ、「船長」ヲ「乗組タル固有ノ船
長」ニ改メ「軍事ニ關スル」ヲ削ル

(内令提要卷一、四七頁参照)

内令第十七號

特設艦船部隊職員服務規程中左ノ通改正ス

昭和十八年五月二十五日

海軍大臣 鳴田 繁太郎

第四條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ特設運送船指揮官ハ艦船職員服務規程中特務艦長ニ準スルモノトス

第五條 特設運送船指揮官ハ兵備品其ノ他ノ物品ノ積卸ヲ迅速鄭重ニ取扱ハシムヘシ就中彈藥、火

1144

内令
特設艦船部
隊定員令

工兵器等ノ危険物ニ關シテハ最モ其ノ取扱ニ注意セシムヘシ

第六條乃至第八條 削除

第九條、第十一條乃至第十三條、第十五條及第二十五條中「監督官」ヲ「指揮官」ニ改ム

第十條中「監督官」ヲ「指揮官」ニ改メ、「固有船員」ヲ削ル

第十四條 削除

第十八條中「主計長ナキト
キハ監督官」ヲ削ル

第十九條、第二十條及第二十四條中「船長」ヲ「乗組タル固有ノ船長」ニ、「監督官」ヲ「指揮官」

ニ改ム

第二十一條及第二十二條 削除

第二十三條 特設運送船乗組タル固有ノ船長ハ船員ノ異動ニ關シテハ豫メ指揮官ノ承認ヲ受クヘシ

(内令提要卷一、六四ノ二頁参照)

内令第千十八號

特設艦船部隊定員令中左ノ通改正セラル

内令

九九五

1145

内令

九九六

昭和十八年五月二十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特設運送船定員表中「監督官」ヲ「指揮官」ニ改ム

(内令提要卷一、五四二ノ二頁参照)

内令第千十九號

昭和十八年内令第八百三號中左ノ通改正ス

昭和十八年五月二十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第八根據地隊司令部中人員ノ部ヲ左ノ如ク改ム

兵 曹、水 兵 百二十八人

機關兵曹、機關兵 五十三人

工作兵曹、工作兵 四人

主計兵曹、主計兵 二十七人

(特修兵適宜) (吳鎮守府在籍者)

参照 前記内令ハ第一根據地隊司令部等ニ人員臨時増置ノ件ナリ

1146

考 備	計			附	所 成 養 員 工	部 務 醫	部 計 會	部 線 無	部 線 無 空 航	部 務 總	長 少 將 技 術 少 將	沼 津	海 軍 工 廠 定 員 表	其ノ七	沼 津
	高 特 士	等 務 士	文 官												
一 各部(會計部及醫務部ヲ除ク)及工具養成所ニ於ケル士官定員並ニ特務士官定員ハ其ノ合計員數ヲ超過セザル限リ指定ノ科別又ハ員數ニ依ラザルコトヲ得 二 必要ニ應ジ技師ニハ士官ヲ、士官ニハ技師ヲ以テ充ツルコトヲ得但シ技師ヲ以テ士官ニ充ツル場合ニ於テハ其ノ員數ハ二人以内トス 三 本表ノ外必要ニ應ジ各部ノ士官及技師ヲ工具養成所教官ニ兼補スルコトヲ得	兵	判 任 文 官	下 士 官	兵 科 特 務 士 官	長 官 大 佐 兼 務 一	部 長 軍 醫 中 少 佐 兼 務 一	長 主 計 大 佐 兼 務 一 計 主 計 大 中 佐 兼 務 一 給 與 課 長 主 計 大 中 佐 兼 務 一 購 買 課 長 主 計 大 中 佐 兼 務 一 材 料 課 長 主 計 大 中 佐 兼 務 一	長 大 佐 兼 務 一 檢 查 官 兵 科 兼 務 一 技 術 科 佐 尉 官 兼 務 一	長 大 佐 兼 務 一 檢 查 官 兵 科 兼 務 一 技 術 科 佐 尉 官 兼 務 一	部 員 兵 科 兼 務 一 技 術 科 佐 尉 官 兼 務 一 主 計 中 少 佐 兼 務 一	長 大 佐 兼 務 一 技 術 大 佐 兼 務 一 技 師 兼 務 一	沼 津	海 軍 工 廠 定 員 表	其ノ七	沼 津
	兵	三十五人	三人	一	兼 務 一	兼 務 一	兼 務 一	兼 務 一	兼 務 一	兼 務 一	兼 務 一	七			沼 津

第十九表ノ四ノ四

(昭和十八年内令第千十三號)

考 備	計		所 成 養 員 工	部 務 醫	部 計 會	部 工 火	部 銃 機	部 務 總	長 少 將、技 術 少 將	鈴 鹿	其ノ八	
	高 等 文 官	士 官										
一 各部(會計部及醫務部ヲ除ク)及工員養成所ニ於ケル士官定員ハ其ノ合計員數ヲ超過セザル限リ指定ノ科別又ハ員數ニ依ラザルコトヲ得 二 必要ニ應ジ技師ニハ士官ヲ、士官ニハ技師ヲ以テ充ツルコトヲ得但シ技師ヲ以テ士官ニ充ツル場合ニ於テハ其ノ員數ハ二人以内トス 三 本表ノ外必要ニ應ジ各部ノ士官及技師ヲ工員養成所教官ニ兼補スルコトヲ得	八人 <small>内兼務一人</small>	二十九人 <small>内兼務十二人</small>	長 幹 大 佐 事 兵 科 佐 官 兵 科 佐 官 海 軍 教 授 兼務一	部 長 軍 醫 大 佐 員 軍 醫 中 少 佐、軍 醫 大 尉 兼務一	長 計 大 佐 計 課 長 主 計 大 中 佐 給 與 課 長 主 計 大 中 佐 購 買 課 長 主 計 大 中 佐 材 料 課 長 主 計 大 中 佐 部 員 主 計 中 少 佐、主 計 大 尉 兼務一	長 大 佐、技 術 大 佐、技 師 檢 査 官 兵 科、技 術 科 佐 官、大 尉 部 員 兵 科、技 術 科 佐 尉 官 副 部 員 主 計 中 少 佐、主 計 大 尉 技 師 兼務一	長 大 佐、技 術 大 佐、技 師 檢 査 官 兵 科、技 術 科 佐 官、大 尉 部 員 兵 科、技 術 科 佐 尉 官 副 部 員 主 計 中 少 佐、主 計 大 尉 技 師 兼務一	長 大 佐 部 員 兵 科、技 術 科 佐 尉 官 主 計 中 少 佐、主 計 大 尉 技 師 兼務一	鈴 鹿 兼務一	下 士 官 判 任 文 官 兵 官 兼務一	三 三十二人 三人	共ノ八 (昭和十八年内令第十三號)
	衛 生 兵 三 技 助 書 記 十 手 教 二											

第十九表ノ四ノ五

海 軍 工 廠 定 員 表

内令第千二十號

昭和十八年内令第三百六十七號中左ノ通改正ス

昭和十八年五月二十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

増員ノ部中人員ヲ左ノ如ク改ム

少將、技術少將	出仕	一人
大佐、技術大佐	出仕	二人
兵科、技術科佐尉官	出仕	九人
軍醫科佐尉官	出仕	一人
主計科佐尉官	出仕	二人
特務士官(水)、(機)	附	一人
特務士官(主)	附	一人
技師	出仕	一人
衛生兵曹		一人

(空A廠(假稱)設立準備ニ充ツベキモノ)

内令

九九七

1149

内令

軍醫科佐尉官	兵科、技術科佐尉官	少將、技術大佐	大佐、技術大佐	技書手記	衛生曹	技師	主計科佐尉官	軍醫科佐尉官	兵科、技術科佐尉官	少將、技術大佐	大佐、技術大佐	技書手記	
出仕	出仕	出仕	出仕	附	附	出仕	出仕	出仕	出仕	出仕	出仕	附	附
一人	三人	一人	一人	二人	二人	一人	一人	二人	一人	五人	一人	三人	三人

(空〇廠(假稱)設立準備ニ充ツベキモノ)

九九八

1150

技	書	衛	技	主計科佐尉官
手	記	生	師	出仕
附	附	兵	出仕	二人
二人	二人	曹	一人	一人

(空工廠(假稱)設立準備ニ充ツベキモノ)

参照 前記内令ハ横須賀鎮守府等ノ人員臨時増減ノ件ナリ

内令第千二十一號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年五月二十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

海軍航空本部

特務士官(整) 附 一人

内令

九九九

1151

内令

一〇〇〇

内令第千二十二號

左ノ内令ハ昭和十八年五月三十一日限り之ヲ廢止ス

昭和十八年五月二十五日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

昭和十八年内令第五百九號

同 年内令第五百五十四號

(横須賀海軍航空隊ニ人員臨時増置ノ件)

内令第千二十三號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

本令ハ昭和十八年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年五月二十五日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

追濱海軍航空隊 (知多分遣隊職員ニ充ツベキモノ)

大 中 佐 分遣隊長 一人

中 佐 教官 一人

内令

中少佐	教官	一人
少佐、大尉	分隊長兼教官 隊附兼教官	一人
兵科尉官	教官兼分隊長 隊附兼教官	三人
軍醫少佐、軍醫大尉	分隊長	一人
主計中少佐	分隊長	一人
中少尉(水)、兵曹長	隊附兼教官 (教員)	三人
中少尉(整)、整備兵曹長	隊附兼教官 (教員)	三人
中少尉(機)、機關兵曹長	隊附兼教官 (教員)	三人
中少尉(工)、工作兵曹長	隊附兼教官 (教員)	二人
衛生中少尉、衛生兵曹長	隊附	一人
主計中少尉(主)、主計兵曹長	隊附	二人

1001